

令和5年度軽自動車税(種別割)額・グリーン化特例について

●税務課(役場1階) ☎823-9204 FAX.823-9627

① 税額について

令和5年度の軽自動車税(種別割)各税額は次のとおりです。

三輪および四輪以上の軽自動車の税額

初度検査(※)の時期により、「税額1」、「税額2」、「税額3」のいずれかの税額になります。

車 種				税額1	税額2	税額3
軽自動車	四輪以上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	三輪			3,100円	3,900円	4,600円

税額1

平成27年3月31日以前に初度検査を受けた車両に適用されます。
ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」が適用されます。

税額2

平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両に適用されます。
ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」が適用されます。

税額3

賦課期日(4月1日)時点で初度検査から13年を経過している車両に適用されます。

ただし、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール(混合メタノールを含む)自動車、ハイブリッド自動車、被けん引車に関しては、「税額3」は適用されません。

※初度検査とは、最初の新規検査のことであり、今までに車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用する時に受ける検査のことです。



〈参考:税額3の適用開始年度〉

初度検査年月は自動車検査証に記載されています。

初度検査	税額3適用開始年度
平成21年4月～平成22年3月	令和5年度
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度

原動機付自転車等の税額



車 種		税 額
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

② グリーン化特例

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初度検査を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについては、令和5年度に限り特例措置(グリーン化特例)が適用され、税額が軽減されます。

車 種				グリーン化特例による軽減後税額		
				税額ア	税額イ	税額ウ
軽自動車	四輪以上	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	軽減対象外	軽減対象外
		貨物用	営業用	1,000円	軽減対象外	軽減対象外
			自家用	1,300円	軽減対象外	軽減対象外
	三輪			1,000円	2,000円	3,000円

税額ア

電気自動車または天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合、または平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス10%低減)について税額が概ね75%減となります。

税額イ

平成30年排出ガス50%低減または平成17年排出ガス75%低減達成車のうち、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%以上達成車について税額が概ね50%減となります。

税額ウ

平成30年排出ガス50%低減または平成17年排出ガス75%低減達成車のうち、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成車について税額が概ね25%減となります。

※燃費基準値については自動車検査証に記載されています。

※三輪の税額イおよびウについては営業用の常用のものに限ります。